

静岡市青少年育成センターだより

# みらい

令和6年度第9号 静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

Tel: 354-2616 / Fax: 352-7732 / E-mail: seishounen@city.shizuoka.lg.jp

<http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html>

## 高校生まちづくりスクール（プロジェクト編）公開プレゼン

当課では平成29年度から、『高校生まちづくりスクール（通称：まちスク）』を開催しています。「地域についてもっと知りたい！」「自分にできることを探したい！」「身の回りの社会のことについて、同年代の仲間と話したい！」そんな高校生が集まって、まちづくりへの第一歩を学び合います。自分の興味関心を基にまちと関わり、まちと自分とのつながりを深めていく全6回の講座です。

今年度の『まちスク』は、14名の高校生がそれぞれで感じるまちの課題を解決するため、個人やグループでテーマを設定し、約5か月間活動してきました。テーマに関わりのある団体や施設へインタビューに行き、プロジェクトを考案・実践してアドバイスをいただきました。

11月24日（日）の最終回では公開プレゼンを行い、それぞれのテーマについて、これまでの活動のプロセスや成果、今後の計画について報告し、5か月間の活動を振り返りました。

当日は、保護者や学校の先生のほか、これまで活動でお世話になった団体の方や市議会議員、市関係者が参加し、「行動力が素晴らしいと感じた」「試行錯誤しながら形にする粘り強さも垣間見え頼もしく感じた」などの感想をいただきました。



講座中の様子

### ～今年度の活動テーマ～

- ・防災レベルアップ！
- ・若者×選挙×SNS
- ・静岡市高校生突撃インタビュー！！
- ・子ども食堂×食育
- ・考・伝・知



最終報告会の様子や、高校生たちの報告資料は市のホームページで公開していますので、右の二次元コードをスマートフォン等で読取り、ぜひご覧ください！



## ◆「社会環境の実態調査」◆R6

青少年を取り巻く社会環境は、発展途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼします。

そこで、今後の青少年健全育成施策の基礎資料とするために、補導委員・青少年補導員にも協力をお願いし、補導活動に併せて実態調査を実施しています。

調査対象は、書店・DVD店、ゲーム販売店、コンビニエンスストア、玩具店、カラオケボックス、インターネットカフェ、ゲームコーナー、ボウリング場、携帯電話販売店等で、未成年への販売禁止や利用禁止などの法令が遵守されているか等を確認します。

青少年の健全育成には青少年が利用する店舗の協力も必要です。健全育成に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るため、店舗等との適切な関係づくりに努めたいと思います。



<環境調査の様子>

## ◆自転車危険運転が目立ちます◆

今年11月に道路交通法が改正され、自転車の「酒気帯び運転」と自転車走行中のスマートフォン操作などの「ながら運転」について罰則が強化されました。しかし、補導活動を実施していると、これ以外にも、危険な自転車走行を見かけます。例えば、並進走行やスクランブル交差点内の歩行者の通行を妨げる走行などです。補導活動中に見かけて注意すると、大半の方が素直に改めてくださいます。補導委員の方から、「これが静岡市の素晴らしいところ」と感想が聞かれるほどです。それと同時に、「ルールを知らなかったり忘れてしまったりしている成人や高校生が多いことに驚く」との感想も聞かれます。そこで、自転車走行について確認します。

### 自転車は左側通行、車道が原則。歩道は例外で歩行者を優先！

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、自動車と同じ車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端を走行します。

歩道を通行するのは例外です。「普通自転車歩道走行通行可」の標識があるときや13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときなどは、例外として歩道を通行できます。

自転車が歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(警視庁 交通総務課 交通安全対策第二係hpより抜粋)

スクランブル交差点では、歩行者用信号が青となる歩行者だけが通行できる時間帯が設けられます。このとき自転車は、歩行者の通行を妨げるようであれば、「自転車を降りて押して歩く」ことが求められます。